

所沢市告示第567号

令和7年度所沢市総合教育会議を次のとおり招集する。

令和7年12月17日

所沢市長 小野塚 勝~~保~~

記

1 日 時

令和7年12月25日（木）午前10時00分から

2 場 所

所沢市役所 高層棟7階 研修室

3 議 事

（1）所沢市の教育について（教育施策における課題）

（2）その他

所沢市告示 第568号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条
第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年12月17日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

- 1 撤去した日 令和7年12月15日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 2台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)
- 5 返 還 場 所 喜多町自転車駐車場内保管場所
喜多町2番12号
電話04-2924-9419
月～土曜日(12/29～1/3を除く)
午前9:00～午後5:30
- 6 問い合わせ先
 - (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
 - (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140

所沢市告示第 569 号

市道路線に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条、第 10 条第 1 項、第 18 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり市道の路線の認定、廃止、道路の区域の決定及び道路の供用の開始を行う。

その関係図面は、所沢市建設部建設総務課において告示の日から 14 日間、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 12 月 17 日

所沢市長 小野塚 勝俊

路線の認定、道路の区域の決定及び道路の供用の開始

道路の種類：市道

整理番号	路線名 (市道)	起点（上段）・終点（下段） 重要な経過地・区間	幅員 (m)	延長 (m)	供用 開始日
1	1-1021 号線	大字下安松字土手ノ内 226 番 5 地先 大字下安松字土手ノ内 223 番 3 地先	4.2	117.60	告示日
2	2-1251 号線	大字牛沼字宮付 401 番 11 地先 大字牛沼字宮付 401 番 1 地先	4.2	71.50	告示日
3	4-1410 号線	三ヶ島五丁目 1597 番 4 地先 三ヶ島五丁目 1596 番 12 地先	4.2	96.60	告示日
4	5-2033 号線	小手指南四丁目 8 番 47 地先 小手指南四丁目 8 番 110 地先	4.2	58.70	告示日

路線の廃止

整理番号	路線名 (市道)	起点（上段）・終点（下段） 重要な経過地	廃止日
5	1-687 号線	大字久米字清水窪 487 番 1 地先 大字久米字清水窪 486 番 1 地先	告示日

市道に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び同条第2項の規定に基づき、次のように道路の区域変更及び供用開始を行う。

その関係図面は、所沢市建設部建設総務課において告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和 7年12月17日

所沢市長 小野塚 勝 俊

記

道路の区域変更及び供用開始

道路の種類 市道

整理 番号	路 線 名	区 間	幅員(m) 上段:変更前 下段:変更後	延長(m) 上段:変更前 下段:変更後	供用 開始日
6	1-692号線	大字下安松字土手ノ内223番13地先から 大字下安松字土手ノ内225番 7地先まで	1.8 4.2	19.90 17.00	告示日
7	4-800号線	三ヶ島五丁目 1597番 5地先から 三ヶ島五丁目 1600番 1地先まで	1.2 5.4	73.90 72.20	告示日
8	5-1151号線	小手指南四丁目 8番49地先から 小手指南四丁目 9番14地先まで	1.8 6.0	81.10 44.30	告示日

所沢市告示第571号

所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業の事業計画を定めたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第9項の規定により、下記の事項を公告する。

令和7年12月17日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

- | | |
|--------------|------------------------------|
| 1 事業の名称 | 所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業 |
| 2 施行者の名称 | 所沢市 |
| 3 施行地区 | 所沢市東住吉及び日吉町の各一部 |
| 4 事業施行期間 | 平成27年9月30日から
令和13年3月31日まで |
| 5 事業所の所在地 | 所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市役所 |
| 6 事業計画決定の年月日 | 令和7年12月17日 |

所沢市告示第572号

所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第10項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、下記の事項を公告する。

令和7年12月17日

所沢市長 小野塚 勝保

記

- 1 縦覧場所 所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市役所
街づくり計画部所沢駅西口区画整理事務所
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

所沢市告示 第 573 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、
次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和 7 年 12 月 17 日

所沢市長 小野塚 勝俊

- 1 許可番号 令和 7 年 4 月 23 日
 第 29R070020 号
- 2 検査済証番号 令和 7 年 12 月 16 日
 第 37R07037 号
- 3 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 所沢市大字神米金字月見崎31番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名